

工事成績評定結果の活用基準について

令和6年4月1日
沼津市財務部契約検査課

本市では、工事成績が64点以下の業者に対し、6か月間の制限付き一般競争入札の入札参加資格を認定しないこととするなどのペナルティを取り決めているが、下記の通り基準を変更する。

1. 「工事成績評定結果に伴う業者指名における措置基準」は廃止する。ただし、令和6年3月31日までに工事完成認定のされた工事は、当該基準によるものとする。

○工事成績評定結果に伴う業者指名における措置基準(平成17年決定、平成23年改正)

沼津市発注の工事において、工事成績が64点以下の評価を受けたときは、工事完成認定書による通知後6ヶ月以内の期間における当該工事の工種について、5回を限度として、指名競争入札による工事においては指名を差し控え、制限付き一般競争入札による工事においては資格を認定しないこととする。

2. 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱の別表第1第2項 過失による粗雑工事等の措置基準について定める。なお、令和6年4月1日以降に工事完成認定のされた工事に対し適用する。

○工事成績評定結果に伴う入札参加停止等措置基準

沼津市発注の工事において、工事成績が59点以下の評価を受けたときは、沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(別表第1第2項 過失による粗雑工事等)に該当するものとし、1か月以上6か月以内の入札参加停止を行う。
※ただし、工事成績評定に入札参加停止措置を行ったことによる減点がある場合には、当該措置による減点を除いた点数を工事成績評定とみなす。